

## 第20 有価証券

### 1 指図証券

#### (1)指図証券の譲渡

#### (2)指図証券の譲渡の裏書きの方式、権利の確定、善意取得及び抗弁の制限

### 第1款 指図証券

#### (指図証券の譲渡)

#### 第520条の2

指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。

#### (指図証券の裏書きの方式)

#### 第520条の3

指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法（昭和7年法律第20号）中裏書の方式に関する規定を準用する。

#### (指図証券の所持人の権利の推定)

#### 第520条の4

指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

#### (指図証券の善意取得)

#### 第520条の5

何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

#### (指図証券の譲渡における債務者の抗弁の制限)

#### 第520条の6

指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

(改正前民法469条)

指図債権の譲渡は、その証書に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

(改正前民法472条)

指図債権の債務者は、その証書に記載した事項及びその証書の性質から当然に生ずる結果を除き、その指図債権の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

#### (1) 520条の2について

指図証券における裏書譲渡は権利移転の本体的行為であることから、これを効力要件として規定し直したものである。

#### (2) 520条の3について

指図証券における譲渡の裏書の方式について、手形法中裏書に関する規定を準用するものである。

#### (3) 520条の4について

指図証券における裏書の連続する証券の所持人を適法な債権者として推定

するものであり、改正前商法519条1項（小切手法19条の準用）と同趣旨の規定を定めるものである。

(4) 520条の5について

指図証券につき、いわゆる善意取得を規定するものであり、改正前商法519条2項（小切手法21条の準用）と同趣旨の規定を定めるものである。

(5) 520条の6について

指図証券につき、いわゆる人的抗弁の切断を規定するものであり、改正前民法472条と同じ規定を定めるものである。

### (3) 指図証券の質入れ

(指図証券の質入れ)

#### 第520条の7

第520条の2（指図証券の譲渡）から前条（指図証券の譲渡における債務者の抗弁の制限）までの規定は、指図証券を目的とする質権の設定について準用する。

\*改正前民法第363条及び第365条を削除するものとする。

(改正前民法第363条)

債権であってこれを譲り渡すにはその証書を交付することを要するものを質権の目的とするときは、質権の設定は、その証書を交付することによって、その効力を生ずる。

(改正前民法第365条)

指図債権を質権の目的としたときは、その証書に質権の設定の裏書をしなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

指図証券を質権の目的とするためには、証券の交付を必要とするなど譲渡と同じ要式を必要とすることから、指図証券の譲渡に関する規定を準用することとしたものである。

### (4) 指図証券の弁済の場所、証券の提示による履行遅滞及び債務者の調査の権利等

(指図証券の弁済の場所)

#### 第520条の8

指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。

(指図証券の提示と履行遅滞)

#### 第520条の9

指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであつても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

(指図証券の債務者の調査の権利等)

#### 第520条の10

指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

(改正前民法470条)

指図債権の債務者は、その証書の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

- (1) 520条の8について  
指図証券に対する履行場所につき、改正前商法516条2項を実質的に維持するものである。
- (2) 520条の9について  
指図証券における履行遅滞の時期につき、商法517条を実質的に維持するものである。
- (3) 520条の10について  
指図証券における債務者の債権者調査義務につき、改正前民法470条を実質的に維持するものである。

## (5) 指図証券の喪失及びその場合の権利行使方法

(指図証券の喪失)

### 第520条の11

指図証券は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第100条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

(指図証券喪失の場合の権利行使方法)

### 第520条の12

金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第114条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。

指図証券の喪失及び権利行使方法につき、現行の公示催告手続と同趣旨の内容を規定するものである。

## 2 記名式所持人払証券

### 第1款 指図証券

(記名式所持人払証券の譲渡)

### 第520条の13

記名式所持人払証券（債権者を指名する記載がされている証券であって、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ。）の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。

(記名式所持人払証券の所持人の権利の推定)

### 第520条の14

記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

(記名式所持人払証券の善意取得)

### 第520条の15

何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

(記名式所持人払証券の譲渡における債務者の抗弁の制限)

#### 第520条の16

記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

(記名式所持人払証券の質入れ)

#### 第520条の17

第520条の13(記名式所持人払証券の譲渡)から前条までの規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。

(指図証券の規定の準用)

#### 第520条の18

第520条の8(指図証券の弁済の場所)から第520条の12(指図証券の喪失の場合の権利行使方法)までの規定は、記名式所持人払証券について準用する。

(改正前民法471条)

前条の規定は、債権に関する証書に債権者を指名する記載がされているが、その証書の所持人に弁済をすべき旨が付記されている場合について準用する。

指図証券に関する520条の8ないし520条の12と同趣旨である。

### 3 指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券

#### 第3款 その他の記名証券

#### 第520条の19

- 1 債権者を指名する記載がされている証券であって指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。
- 2 第520条の11(指図証券の喪失)及び第520条の12(指図証券の喪失の場合の権利行使方法)の規定は、前項の証券について準用する。

指図証券でも記名式所持人払証券でもない記名証券につき、その譲渡及び質権設定の場合における効力発生要件と第三者対抗要件を規定するものである。

そして証券喪失の場合において公示催告手続を利用できることとした。

他方で、指図証券及び記名式所持人払証券と異なり、権利の推定、善意取得そして抗弁の切断は規定されない。

### 4 無記名証券

#### 第4款 無記名証券

#### 第520条の20

第2款(記名式所持人払証券)の規定は、無記名証券について準用する。

\*改正前民法第86条第3項及び第473条を削除するものとする

(改正前民法86条)

- 1 土地及びその定着物は、不動産とする。
- 2 不動産以外の物は、すべて動産とする。
- 3 無記名債権は、動産とみなす。

(改正前民法473条)

前条の規定は、無記名債権について準用する。

無記名証券につき、記名式所持人払債権に関する規定を準用することとしたものであり、これに伴い、改正前民法86条3項及び同473条を削除することとしたものである。